

規制の事前評価書

1. 政策の名称

公認会計士資格取得の要件となる実務従事の対象の拡充

2. 担当部局

金融庁総務企画局企業開示課

3. 評価実施時期

平成 24 年 1 月 13 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

①現状

現行制度においては、公認会計士資格取得のために必要な実務経験である「財務に関する監査、分析その他の実務」を、公認会計士法施行令において、以下のとおり規定している。

- i. 国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体又はこれら以外の法人（特別の法律により設立された法人以外の場合には、資本金額 5 億円以上のものに限る。以下、「資本金額 5 億円以上の法人等」という。）の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務
- ii. 銀行や保険会社等において、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務
- iii. 資本金額 5 億円以上の法人等において、原価計算その他の財務分析に関する事務

また、業務補助等に関する規則において、上記の事務は、正職員として、かつ本務として直接担当しなければならないと規定している。

②問題点

開示会社は、金融商品取引法上、有価証券報告書や内部統制報告書等の作成が義務付けられ、資本金額 5 億円以上の会社（会社法上の「大企業」に該当。）と同様に、会計監査人の監査が義務付けられているため、資本金額 5 億円以上の会社と同等レベルの実務経験が得られると考えられる。

また、資本金額 5 億円以上の会社や開示会社の「連結子会社」（海外子会社を含

む。)については、資本金額5億円以上の会社や開示会社と併せて、一体として連結財務諸表を作成するため、資本金額5億円以上の会社や開示会社と同等レベルの実務経験が得られると考えられる。

しかし、現行制度では、これらの会社については、いずれも実務従事の対象とはなっていない。

また、近年では雇用形態も多様化しており、非正規職員や短時間勤務職員という立場にありながら、正職員と同等の業務を行っている者も多数存在する。

さらに、国及び地方公共団体以外の会社においては実務従事の対象として認められている「財務分析に関する事務」についても、国又は地方公共団体において行われるものは、現行制度上、実務従事の対象となっていない。

このように、公認会計士資格取得の前提となる実務経験として現行制度上認められている実務と同等のレベルの実務を行えるにもかかわらず、「資本金額5億円以上の会社」に該当しないことや雇用形態の違いをもって、実務従事として認めないこととしている現行制度は、公認会計士試験合格者にとって過剰な規制であり、活動領域拡大を図る上での阻害要因となっている。

③規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記問題に対応して、公認会計士試験合格者の活動領域の拡大を図るため、公認会計士資格取得に当たって必要とされる実務経験のうち、実務従事の対象範囲を拡大する必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

公認会計士法施行令第2条、業務補助等に関する規則第2条、第3条

(3) 規制の新設又は改廃の内容

- ① 現行の「資本金額5億円以上の法人等」に加え、「資本金額5億円未満の開示会社」や、開示会社や資本金額5億円以上の会社の「連結子会社」(海外子会社を含む。)に係る、会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務及び原価計算その他の財務分析に関する事務(以下、「会計に関する事務等」という。)についても、実務従事の対象とする。
- ② 「国及び地方公共団体」において、現行の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務を行う場合に加え、財務分析に関する事務を行う場合も、実務従事の対象とする。
- ③ 正職員以外の雇用形態での実務経験が、実務従事の期間の計算上、排除されないことを明確化する。

5. 想定される代替案

上記「4.（3）規制の新設又は改廃の内容」の規制①について、現行の「資本金額5億円以上の法人等」という要件を撤廃し、あらゆる会社に係る、会計に関する事務等を、実務従事の対象範囲とする。

上記以外の改正については、本案と同様のものとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

新たな費用は発生しない。

② 代替案

新たな費用は発生しない。

（2）行政費用

① 本案

実務経験の対象範囲が拡大されることにより、公認会計士の資格を取得しようとする者からの実務経験の報告件数（事前照会を含む。）が一定数増加する結果、国において、報告内容の審査に伴う費用が増加する。

② 代替案

実務経験の対象範囲が、本案に比べ大幅に拡大されることにより、公認会計士の資格を取得しようとする者からの実務経験の報告件数（事前照会を含む。）が相当数増加する結果、国において、報告内容の審査に伴う費用が大幅に増加する。

（3）その他の社会的費用

① 本案

新たに対象とする連結子会社等については、既に会計監査人の監査が親会社等と一緒にとして行われており、ここで得られる実務経験は、現行法の求める水準と遜色ないことから、新たな費用は発生しない。

② 代替案

法令上、財務諸表に対して会計監査人の監査が義務付けられていない会社も実

務従事の対象として含まれるため、公認会計士法が要求している水準を満たさない実務経験でも公認会計士資格が付与されることとなり、結果として監査の品質管理を保持するためのコストが増える。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

現行の実務従事の対象範囲を拡大することにより、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で活躍することが期待される公認会計士試験合格者にとって、資格取得に必要な実務経験の機会を得やすくなり、公認会計士試験合格者の活動領域が拡大することが期待される。

② 代替案

現行の実務従事の対象範囲を大幅に拡大することにより、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で活躍することが期待される公認会計士試験合格者にとって、資格取得に必要な実務経験の機会を、本案に比べてより得やすくなり、公認会計士試験合格者の活動領域が拡大することが期待される。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

本案については、今回の改正により、実務経験の報告内容の審査に係る行政費用が若干増加する。

一方、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で活躍する公認会計士試験合格者が、資格取得に当たって必要な実務経験の機会を得やすくなり、活動領域が拡大するという大きな便益が発生する。

以上により、この便益の増加というプラス効果は、若干の費用の増加というマイナスの効果を上回ると考えられる。

（2）代替案との比較

代替案の便益については、本案に比べ公認会計士の資格取得に必要な実務経験の機会をより得やすくなり、活動領域が拡大することが期待される。しかしながら、代替案では行政費用が本案に比べ大幅に増加する上、公認会計士法において求められている水準の実務経験を満たさないまま公認会計士となる者が増えることに伴い、監査の品質管理を保持するためのコストという看過できない多大な社会的費用が発生することとなる。

したがって、本案による改正が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指し、21年4月から23年11月にかけて、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、経団連、金融4団体において意見交換会を開催しており、当該意見交換会における検討結果として、23年11月、「公認会計士試験合格者等の活動領域の拡大のための当面のアクションプラン」を改訂している。本案の改正内容については、同アクションプランにおいて実施を検討すべきものとされている。

10. レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の実施状況について検討を加え、公認会計士の質や企業内容等の開示の適正性の確保の観点から、必要があると認めるときには、所要の措置を講ずるものとする。